

## 電子交付サービス利用規定

### 第1条 サービス内容

1. 電子交付サービスとは、下記2条に定める電子交付対象書類（以下「対象書類」という）について、紙媒体に代えてPDF形式で電磁的に交付（以下「電子交付」という）するサービスをいいます。
2. 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行は利用者に事前に通知することなくこれを変更する場合があります。  
また障害等が発生した場合は、利用中であっても、予告なく本サービスを一時的に停止する場合があります。

### 第2条 電子交付サービスの対象書類

1. 対象書類は、当行ホームページに掲載する書類とします。なお、対象書類であっても所定の条件により電子交付の対象とならない場合があります。
2. 対象書類の名称、閲覧可能期間等は、当行ホームページまたは本サービス画面に掲載します。
3. 当行は対象書類を任意に追加または削除（含む名称・電子交付時期等の変更）ができるものとし、これらを行う場合は、事前に当行ホームページに掲載することとします。

### 第3条 利用対象者

1. 本サービスの利用対象者は、対象書類の交付を受けるお客様で、本規定に同意された方とします。
2. 本サービスを利用するコンピューター等の端末（以下「パソコン等」という）は、利用者において最新のセキュリティ対策ソフトを導入するなどセキュリティを高めるとともに、OSやブラウザは推奨する範囲内で最新の修正プログラムを適用して利用するものとします。

### 第4条 利用方法等

1. サービスの開始は利用者に対し書面で通知した、ユーザーID、仮ログインパスワードを使用し、電子交付サービスにログインしてください。その後、メールアドレスの登録、ログインパスワードの変更、利用規約の確認と同意をもって登録が完了となります。
2. 利用者は、自らが占有し管理するパソコン等により、インターネットを介して本サ

サービスを利用することができます。電子交付の方法は、対象帳票をPDF形式のファイルとして提供します。なおファイルの閲覧には、PDF閲覧ソフトが必要となります。ファイルは保存、印刷することも可能です。

3. 本サービス内の公開期間が経過した書類の再交付はいたしません。長期間の保存が必要な場合は、公開期間終了までにPDFをダウンロードしていただき、お客様の端末に保存をお願いします。
4. 本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン、スマートフォン等、その他機器等の導入費用等については利用者が負担するものとします。
5. システムメンテナンス等により、電子交付の一部または全部を一時的に停止することがあります。システムメンテナンス等の終了後に電子交付します。
6. 当行は利用者に個別通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。

#### 第5条 手数料

本サービスの利用手数料は無料です。

#### 第6条 本人確認

当行は、ユーザーID、ログインパスワードにより利用者の本人確認を行うものとします。(以下「ID・パスワード方式」といいます) ID・パスワード方式による本人確認方法は、次に定める通りとします。

1. 利用者が端末にて提示または入力したユーザーID、ログインパスワード等と当行に登録されている各内容の一致により確認します。
2. 当行は、前項に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
  - ① 利用者の有効な意思による利用であること。
  - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
3. 当行が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ユーザーID、ログインパスワードの不正使用、または誤使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第7条 ログインパスワード等の管理

1. ログインパスワードは、利用者の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号にて登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってく

ださい。なお、90日おきに必ずログインパスワードの変更が必要です。

2. 利用者が、ログインパスワードの誤入力を当行所定の回数連続して行った場合は、本サービスへのログインが一時的にできなくなります。
3. ログインパスワードの偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当行に直ちに連絡をしてください。この連絡の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第8条 届出事項の変更等

本サービスに係る届出事項に変更があったときは、利用者は直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。

当行の故意または重過失を除き、この届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第9条 書面交付について

電子交付による交付を原則とし、利用者が希望される場合には、電子交付と併用して書面による交付を受けることができます。ただし、書面交付には、所定の手数料をいただきます。

1. 当行本支店窓口で所定の方法により書面交付の手続きが可能です。
2. 書面交付の登録手続きは当行所定の時間帯に行うため、登録手続き完了前に発行された書類については、書面交付されない場合があります。

#### 第10条 当行による本サービスの終了

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを停止し、書面交付を行えることとします。なお、電子交付により交付済みの書面については、書面による再交付は行いません。

1. 利用者が、「第14条 本サービスの終了事由」に定める事項に該当した場合。その他、利用者による本サービスの利用が不相当であると当行が判断した場合。
2. 当行の判断により、当行のすべての利用者に対し、本サービスの提供を終了した場合。

#### 第11条 国外からの利用

本サービスは国内からの利用に限るものとし、利用者が国外から利用した場合の取引の結果、またはそれによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

#### 第12条 免責

次の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能、漏洩等があった場合において、当行の故意または重過失による場合を除き、これによって生じた損害について、当行は責任を負

いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の事由による場合。
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。
- ③ 通信経路において盗聴がなされたことによるパスワード等および取引情報の漏洩による場合。
- ④ パスワード等の不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見、その他の事故によるもの。

### 第13条 利用規定の変更

1. この規定の各項は、金融情勢やその他の状況の変化、または相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されるものとします。
2. 前項に基づくこの規定の変更は、変更の内容およびその効力発生時期を当行のホームページに掲載するか、その他相当な方法で公表することにより周知します。
3. 前項および前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間が経過した日から適用されるものとします。

### 第14条 本サービスの終了事由

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも利用者に通知することなく、本サービスを終了できるものとします。
  - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始等その他これらに類似する手続の申立があったとき。または、仮差押え、差押え、競売手続開始等があったとき。
  - ② 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - ③ 住所変更等の届け出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由により、利用者の所在の把握ができないとき。
  - ④ 相続の開始があったとき。
2. 前項のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを終了できるものとします。
  - ① 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。
    - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加

える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

#### 第15条 禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当行が判断する行為を行わないものとします。

① 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為

② 本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為

③ 公序良俗に反する行為

④ 本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為

⑤ 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負担をかける行為

⑥ 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

⑦ ネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為

⑧ 第三者に成りすます行為

⑨ 本サービスの他の利用者の情報の収集

⑩ 本サービスの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為

⑪ 反社会的勢力等への利益供与

⑫ 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為

⑬ その他、当行が不適切と判断する行為

#### 第16条 秘密保持

利用者および当行は、本サービスに関して事務処理上知り得た相手方の情報等について、

取得目的の範囲内で利用し第三者に提供しないものとします。

#### 第17条 本サービスの停止

1. 本サービスを提供するシステム（以下「本システム」という）のハードウェア機器・ソフトウェア等の保守点検・内容の変更作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
2. 本サービスを一時停止する場合は、本システムの稼働不良による場合を除き、あらかじめ当行の定める方法で通知します。
3. 当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合に対する措置または回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても利用者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
4. 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な場合は、当行の判断により、本サービスの全部、または一部を停止できることとします。その場合、停止の時期等については当行ホームページ等に掲載することとします。

#### 第18条 規定の準用

1. 本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、その他の規定を準用するものとします。
2. それらの規定と本規定が並立しない場合は、本サービスについては本規定が優先するものとします。

#### 第19条 譲渡・質入れの禁止

本サービスの利用に基づく利用者の権利は譲渡・質入れすることはできません。

#### 第20条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上  
(2026年7月1日)